

第4章



高齢者福祉施策の推進

第4章 高齢者福祉施策の推進

1 自立支援と生活の質の向上

(1) 高齢者の生活支援施設等の活用

生活に関する不安の解消や寝たきりにならないための予防事業を推進する場として、高齢者の生活支援施設等の活用を図ります。

■ 生活支援施設等

種 類	内 容
グループリビング	ひとりで生活するには不安のある方が、福祉サービスを利用しながら共同で生活する施設です
生活支援ハウス	独居に不安のある方などに、住居の提供及び地域との交流などの便宜を総合的に提供する施設です
養護老人ホーム	低所得者世帯で介護の必要がない高齢者が入所できる施設です
ケアハウス	居宅で生活することが困難な方に日常生活上必要なサービスを提供する施設です
有料老人ホーム	入居者に対し生活介助や家事支援、健康管理などを行う施設です
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する住まいです

【グループリビング・生活支援ハウス・養護老人ホームの整備計画】

① グループリビング

平成 23 年度現在、1 か所（定員 9 人）設置されています。

平成 24 年度以降、現在の水準を維持していくこととします。

■ グループリビング整備計画

単位：か所、人

平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
1	9	1	9	1	9	1	9

② 生活支援ハウス

平成 23 年度現在、1 か所（定員 10 人）設置されています。

平成 24 年度以降、現在の水準を維持していくこととします。

■ 生活支援ハウス整備計画

単位：か所、人

平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
1	10	1	10	1	10	1	10

③ 養護老人ホーム

平成 23 年度現在、4 か所（定員 220 人）設置されています。

平成 24 年度以降、入所者の状況に応じ施設を運営していくこととします。

■ 養護老人ホーム整備計画

単位：か所、人

平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
4	220	4	220	4	220	4	220

④ その他の高齢者住宅

i) ケアハウス

平成 23 年度現在、9 か所（定員 273 人）設置されています。

今後も、現在の水準が維持されると見込まれます。

ii) 有料老人ホーム

平成 23 年度現在、6 か所（定員 179 人）設置されています。

今後、増加傾向になると見込まれます。

iii) サービス付き高齢者向け住宅

高齢者住まい法の改正により、既存の高齢者専用賃貸住宅が廃止され、サービス付き高齢者向け住宅に移行されました。

平成 23 年度中に 1 か所（定員 20 名）が登録される予定です。

今後、増加傾向になると見込まれます。

（２）生活支援サービスの充実（介護保険給付対象外）

生活に不安を抱えるひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などに対して、生活支援サービスの充実を図ります。

① 在宅介護に関わる方に対する支援サービス

在宅介護支援センターでは、ひとり暮らし高齢者、又は在宅で介護を受けている高齢者やその家族などを対象に、各種公的サービスの連絡調整を行います。

さらに、在宅介護の相談受付や介護教室の開催、安否確認など、福祉全般にわたり支援します。

② 要介護認定で要支援・要介護には該当しない方に対するサービス

必要に応じて、ふれあいホームヘルプサービス、いきいきデイサービス、又はあんしんお泊まりサービスの提供などを行い、生活を支援します。

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
ふれあいホームヘルプサービス	派遣延べ時間	2,640 時間	2,337 時間	2,250 時間
いきいきデイサービス	利用者延べ数	9,398 人	7,388 人	7,060 人
あんしんお泊まりサービス	利用延べ日数	24 日	38 日	34 日

③ 公共交通機関が少ない地域で生活する方に対するサービス

外出支援サービスの提供を継続することにより適切な医療受診を促し、要介護状態への移行を防ぐとともに自立支援を図ります。

また、近くに商店などがなく自動車などの移動手段もない高齢の買物弱者に対しては、ふれあいホームヘルプサービスによる買物支援の充実を図るとともに、民間の各種サービスを活用した支援体制などを検討していきます。

④ 日常生活において悩みごとのある方に対するサービス

心配ごと相談所を設けて、福祉サービスだけでなく、消費者保護・権利擁護など、生活全般にわたり悩みごとや心配ごとの相談を受け付け、生活上の不安解消を図ります。

⑤ 身寄りのない方に対するサービス

入院中に必要な洗濯や買物などの支援を、親族に代わって行う入院ヘルパーを派遣し、入院生活の不便解消を図ります。

(3) 高齢者の社会参加

高齢者が自分の社会経験を活かして、積極的に社会参加ができる体制の整備を引き続き進めていきます。高齢者の豊富な社会経験を活かすことができる環境づくりが重要で、生きがいを持ち充実した生活を送ることができるよう支援します。

① 生涯学習の推進

高齢になっても自分の人生にあった生きがいを見いだし健康的な生活を送れるよう、様々な学習の場を設け、ボランティア・NPO団体、社会福祉協議会、大学などとも協力をしながら、地域資源を有効に活用できる環境を整えます。

また、高齢者自身が、今度は生涯学習のリーダーとなって指導的役割を担うことにより、生涯学習の輪を広げられるよう活動を支援します。

② 就労の機会の確保

高齢者の知識と経験は地域社会を支える貴重な社会資源であり、今後その必要性はますます高まります。この資源を活かし高齢者が地域社会で活躍できるよう、シルバー人材センターへの支援を行うとともに、公共職業安定所とも連携を図りながら雇用促進・啓発に努めます。

また、ボランティア・NPO団体などとも協力しながら、多様な就労機会の確保に努めます。

③ 参加・交流、余暇活動などへの支援

「おもいやりの心で支え合い、安心して健康に暮らせるまち」を目指し、交流の輪を広げて、誰もが気軽に誘い合いながら余暇活動に参加できる環境を整えることが重要です。そのため、老人クラブ活動への支援とともに、シルバー生きがい農園事業、ことぶき大学などの生きがいづくり事業の推進を図ります。

また、公衆浴場の割引入浴券、あんま・マッサージ利用助成券の発行や、老人福祉車（シルバーカー）の購入費補助を行うことにより、外出機会の確保や地域との交流を促進します。

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
シルバー生きがい農園	区画数	295 区画	298 区画	298 区画
ことぶき大学	参加 延べ人数	1,428 人	1,171 人	1,115 人
公衆浴場割引入浴券	利用 延べ人数	39,363 人	29,987 人	42,510 人
あんま・マッサージ利用 助成券	利用 延べ人数	4,682 人	4,878 人	5,100 人
老人福祉車購入補助	申請者数	173 人	142 人	120 人

(4) 認知症高齢者の支援対策の推進

認知症高齢者に対しては、介護保険制度による支援とともに、介護保険対象外においてもサービス提供体制の整備を図ります。

① 認知症支援ネットワークの整備

認知症高齢者を介護する家族への支援の一環として「徘徊高齢者位置情報探索サービス利用費補助」を実施していますが、引き続き支援の充実及びサポート体制の構築を図っていくことが必要です。そのため、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、保健センター、医療機関及び社会福祉協議会など各種連携機関や民生児童委員など地域の方々と相互に効果的なネットワークを整備していきます。

② 認知症高齢者への介護サービス等の充実

市内各所に整備された認知症対応型共同生活介護事業所や小規模多機能型居宅介護事業所を地域の拠点とし、認知症高齢者への介護サービスの充実を図ります。

③ 介護サービス及び介護保険対象外サービス提供体制の整備

施設サービス及び居宅サービスの活用に加えて、認知症対応型通所介護などの在宅サービスの充実を図ることにより、利用者の様々なニーズに応えられるサービスの提供体制の整備を進めます。また、老人福祉センターなど、介護保険対象外の施設も積極的に活用します。

④ 認知症高齢者への権利擁護の推進

地域包括支援センターが中心となり、認知症高齢者及び家族のための相談窓口を充実させていきます。特に、認知症により判断能力が低下した方を法律的に保護する成年後見制度の取り組みについては、制度の周知や利用支援に努めていきます。

また、成年後見制度の利用が適当であると判断されるにもかかわらず、四親等以内の親族がいないなどの理由により申立てに至らない場合は、市町村長が申立てを行うことができます。認知症高齢者の権利を守り、地域での自立した生活を支援するため、市長申立てを有効かつ適切に活用していきます。

⑤ 認知症サポーター養成の推進

認知症に対する正しい理解を深め、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを市民の手で展開していくために、全国的に取り組まれている「認知症サポーター」の養成を進めていきます。具体的には、「キャラバンメイト」とともに、学校、民間企業、金融機関など、地域で養成講座を開催していきます。

■ 認知症サポーター養成講座実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
認知症サポーター養成講座	開催回数	16 回	21 回	20 回
	養成人数	824 人	642 人	500 人

（５）高齢者虐待への対応について

虐待は、高齢者に対する最も重大な権利侵害です。高齢者への虐待を未然に防ぐため、周知・啓発を図るとともに、在宅で高齢者を養護、介護する家族、同居人などの養護者に対する支援を行うなど、虐待のない地域づくりを目指します。

また、現におきている虐待を解消させ、高齢者が安全で安心な環境の下での生活を再構築できるよう、地域包括支援センターが中心となって高齢者の権利擁護に取り組んでいきます。

■ 高齢者虐待の例

区 分	内 容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じる、又は生じるおそれのある暴行を加えること
養護を著しく怠ること	高齢者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、その他、高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

① 高齢者虐待を未然に防ぐためのアプローチ

高齢者虐待を未然に防ぐためには、家庭内における権利擁護に関する啓発、認知症や精神疾患などに対する正しい理解や介護知識の習得のほか、介護保険サービスの利用により介護者の負担を軽減することが有効です。地域包括支援センターが中心となり、各種啓発事業に取り組んでいきます。

② 高齢者虐待の早期発見・早期対応

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や養護者に対する支援を開始することが重要です。民生児童委員や地域組織、警察、保健・医療・福祉関係機関とのネットワークを構築し、早期発見・早期対応ができる体制を整備します。

③ 専門的人材の確保・育成

高齢者虐待の相談・通報件数は、年々増加傾向にあり、高齢者や養護者が認知症や精神疾患を抱えているケースには専門機関との連携が不可欠です。また、虐待対応を終結させた後も、高齢者が安心して生活を送るための環境整備や支援を行う必要があるなど、高齢者虐待への対応には高い専門性が求められます。

よって、虐待対応を適切に行うために、専門的人材の確保・育成に努めます。

④ 施設における虐待の対応

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉・介護保険サービス業務に従事する者による虐待の防止について規定されています。施設における虐待の通報があった場合は、速やかに事実確認を行うとともに、県担当課と連携をとり、事態の終結に努めます。

⑤ 養護者への支援

家庭内における高齢者虐待は、介護負担や生活上の課題などさまざまな要因によって引き起こされます。根本的な解決のために、養護者を支援する各関係機関との連携を図ります。

⑥ 虐待を受けた高齢者の保護

高齢者虐待防止法では、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる場合には、虐待の防止及び高齢者の保護が図られるよう適切に老人福祉法の措置を講じることが規定されています。迅速な対応が可能になるよう関係機関との連携に努めます。

2 地域支援事業の推進

(1) 地域支援事業の取り組み

高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続するためには、一人ひとりが安心して健康に暮らせることが大切です。

このような観点から、地域包括支援センター・在宅介護支援センターなどが連携して地域支援事業を実施し、在宅福祉や介護予防サービスの充実に図り、虚弱な高齢者の生活に関する不安の解消などに取り組み、要支援・要介護状態にならないように予防事業を実施しています。

また、要支援・要介護状態になった後も高齢者が可能な限り地域で生活を営むことができるよう、高齢者自身や高齢者を在宅で介護する介護者への様々な支援事業にも取り組んでいます。

■ 地域支援事業の概要

	種 類	事 業	内 容
介護予防事業	二次予防事業	二次予防事業対象者把握事業	生活機能評価（基本チェックリスト）による二次予防事業対象者の把握
		通所型介護予防事業	運動器機能向上
			栄養改善
			口腔機能向上
		訪問型介護予防事業	訪問指導
		二次予防事業評価事業	事業評価
	一次予防事業	介護予防普及啓発事業	健康教育・健康相談・講演会
		地域介護予防活動支援事業	ボランティア育成等
		一次予防事業評価事業	事業評価
包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント業務	介護予防ケアマネジメント業務	ケアプラン作成等
	総合相談支援業務	総合相談支援業務	相談受付
	権利擁護業務	権利擁護業務	成年後見制度の普及・啓発等
	包括的・継続的マネジメント支援業務	包括的・継続的マネジメント支援業務	地域包括ケア体制の構築・介護支援専門員支援等
任意事業	介護給付等費用適正化事業	介護給付等費用適正化事業	介護サービス適正実施指導
		家族介護支援事業	家族介護教室開催
			家族介護者交流会開催
			介護激励金・介護用品支給
			徘徊高齢者位置情報探索サービス利用費補助
		認知症高齢者見守り事業	成年後見制度利用支援
	その他事業	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援
		福祉用具・住宅改修支援事業	住宅改修理由書作成支援
		地域自立生活支援事業	安否の確認電話等生活支援
			配食サービス
			食生活改善・各種健康づくり教室

(2) 地域支援事業の実施状況

① 介護予防事業

ア 二次予防事業の対象者把握事業

平成 21 年度、平成 22 年度は特定健診及び後期高齢者健診を受診した 65 歳以上の方に生活機能評価（基本チェックリスト）を実施して、今後、要支援・要介護状態になる可能性が高く、虚弱な状態にあると認められる高齢者（二次予防事業対象者）の把握を行いました。

平成 23 年度からは、要介護者及び要支援者を除く第 1 号被保険者を対象に、2 年間で全対象者に基本チェックリストが実施できる体制とし、二次予防事業対象者を把握しています。

■ 事業実施状況

区 分	実 績		見 込
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活機能評価受診者数 (※)	4,107 人	3,528 人	13,800 人
二次予防事業対象者数	457 人	339 人	4,250 人

※ 平成 23 年度は、基本チェックリスト実施見込者数

イ 通所型介護予防事業

二次予防事業対象者に、運動器の機能向上及び口腔機能の向上、栄養改善を目的としたプログラムを実施しています。

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
運動器の機能向上	利用者数	29 人	53 人	65 人
口腔機能の向上	利用者数	0 人	13 人	15 人

(各年度とも、栄養改善の利用者なし)

ウ 介護予防普及啓発事業

高齢者を対象に、介護予防の必要性・重要性を周知し、自主的な介護予防への取り組み及び介護予防に対する知識の向上を目的とした健康教育を実施しています。

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
健康教育	実施回数	1,086 回	1,473 回	1,345 回
	参加延べ人数	15,262 人	20,350 人	18,145 人

エ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に携わるボランティアなどの人材を育成するための研修や、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援をしています。

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域介護予防活動支援事業	実施回数	106 回	101 回	104 回
	参加延べ人数	1,995 人	1,943 人	2,156 人

② 包括的支援事業

ア 介護予防ケアマネジメント業務

二次予防事業対象者が、要介護状態になることを予防するため、状態に応じた事業などが実施されるように支援を行っています。

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
アセスメント実施件数		29 件	66 件	67 件

イ 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続するために、地域における保健・医療・福祉などの適切なサービスや機関、制度の利用につなげるように支援しています。

■ 事業実施状況

区 分	実 績		見 込
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
総合相談件数	1,461 件	2,358 件	7,136 件

ウ 権利擁護業務

高齢者が地域で安心して生活することができるよう、成年後見制度の活用や施設への措置入所、虐待への対応、消費者被害の防止など、高齢者の権利擁護のために必要な支援を専門的・継続的に行っています。

■ 事業実施状況

区 分	実 績		見 込
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
権利擁護相談件数	160 件	204 件	220 件

エ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援をしています。

■ 事業実施状況

区 分	実 績		見 込
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
包括的・継続的ケアマネジメント実施件数	930 件	910 件	920 件

③ 任意事業

ア 家族介護支援事業

介護を必要とする高齢者の家族に対し、介護に必要な知識を学ぶことができる教室を開催しています。

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
家族介護教室	実施回数	70 回	75 回	80 回

イ 家族介護継続支援事業

要介護高齢者の介護者に対し、介護に関する相談・勉強ができる交流会の開催、介護激励金や介護用品購入補助券の支給を行い、在宅での介護を支援しています。

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
家族介護者交流事業	実施回数	9 回	9 回	9 回
介護激励金 (※)	給付対象者数	581 人	620 人	1,379 人
介護用品支給	給付対象者数	587 人	633 人	859 人

※H21・H22 年度の実績は介護手当、H23 年度より介護激励金

ウ 成年後見制度利用支援事業

認知症の進行により自己判断能力が低下したため成年後見制度の申請手続きを自らが行えない方に対し、本人に代わり市長が申立人となり申請の支援をしています。

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
成年後見制度利用支援実施件数		0 件	2 件	7 件

エ 福祉用具・住宅改修支援事業

居宅介護支援事業所などと契約していない認定者が、住宅改修を利用するために必要な理由書を、ケアマネジャーが作成する費用を補助しています。

■ 事業実施状況

区 分	実 績		見 込
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
住宅改修理由書作成支援申請件数	175 件	208 件	230 件

オ 地域自立生活支援事業

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するために必要となる事業を、市町村が地域の実情に応じて行います。本市では配食サービスのような生活支援サービスのほか、各種教室を開催する生きがい支援サービスを実施しています。

■ 事業実施状況

区 分		実 績		見 込
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
配食サービス	年間延べ配食数	37,711 食	36,750 食	36,700 食
生きがい教室	開催回数	606 回	678 回	630 回
	参加人数	17,763 人	17,951 人	13,757 人

(3) 地域支援事業の推進

① 高齢者が元気に暮らせるまちづくり

地域支援事業の主な目的は、虚弱な高齢者が要支援・要介護状態にならないようにすることです。これを踏まえ、本市においては、まちぐるみで元気な高齢者を支える体制をつくります。

具体的には、各種スポーツ大会やイベントに地域包括支援センター職員、在宅介護支援センター職員、保健師などが出席し、参加者に向けて介護予防に関する知識を普及させるなど、いろいろな機会をとらえて介護予防事業についての啓発活動を進めます。

② 高齢者が住み慣れた地域で暮らせるまちづくり

高齢者が要支援・要介護状態になった後も、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できる体制をつくります。

具体的には、加齢による判断能力の低下から不利益を被っている高齢者に対し、状況に応じてクーリングオフや成年後見制度の活用 of 支援を行います。また、要介護高齢者を在宅で介護している介護者に対しては、介護激励金や介護用品購入補助券を支給するなど、介護に対する補助を行います。

③ 介護支援ボランティアの実施

地域貢献や社会参加を通じた高齢者の健康増進や介護予防を推進するため、高齢者が介護保険施設などで取り組むボランティア活動に対して「ポイント」を付与し、このポイントに応じた交付金を交付する介護支援ボランティア事業の実施を検討します。



